

平成27年10月18日

平成27年(ワ)第169号 公正裁判請求権侵害事件

原告 岩崎信

被告 日本国

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信

証拠説明書2

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
39	平成26年(ラ許)第23号決定書(1枚)	平成26年10月29日	9月15日に特別抗告状と同封して郵便局に差し出された抗告許可申立書について、福岡高等裁判所宮崎支部は提出期限超過による却下決定をしていないこと。「申立人は法定期間内に抗告許可申立理由書を提出した」と決定されていること。裁判官の署名押印がないこと。	福岡高等裁判所宮崎支部	写
40	裁判を受ける権利と司法制度(11枚)	2007年	裁判管轄については、法律=議会制定法によって規定されることが憲法上の要請であること。	片山智彦	写
40-2	裁判を受ける権利と司法制度(9枚)	2007年	裁判官に指図からの自由と身分上の独立が認められていなければ、独立した憲法上の裁判官とはいえないこと。憲法32条は、裁判官の独立性、中立性、当事者に対する距離などの憲法上の要請を満たした裁判官による裁判を保障していること。		
41	平成27年(ラク)第5号 特別抗告提起事件決定書	平成27年2月17日	「抗告人は、ファクシミリを利用して送信することにより当裁判所に特別抗告状を提出し」と記載されていること。裁判官の署名押印がないこと。	福岡高等裁判所宮崎支部	写